



山形県公報

令和元年8月30日(金)
第34号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県立救護施設管理規則の一部を改正する規則……………(障がい福祉課) ……413
- 山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則……………(空港港湾課) ……同

告 示

- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……414
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……417
- 県道の供用の開始……………(同) ……418
- 同……………(置賜総合支庁建設総務課) ……同
- 指定港湾施設の利用料金……………(空港港湾課) ……同
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……422
- 開発行為に関する工事の完了……………(同) ……423

病院事業局関係

規 程

- 山形県立病院料金規程の一部を改正する規程……………同

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(庄内総合支庁総務課) ……428
- 大規模小売店舗の新設に係る市町村等の意見……………(商業・県産品振興課) ……同
- 令和2年度山形県立東桜学館中学校の入学者募集……………(教育委員会) ……同

規 則

山形県立救護施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第19号

山形県立救護施設管理規則の一部を改正する規則

山形県立救護施設管理規則(昭和45年5月県規則第23号)の一部を次のように改正する。
第3条第1号中「80人」を「65人」に改め、同条第2号中「90人」を「75人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第20号

山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則（昭和51年 5 月県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「鼠ヶ関マリーナ」を「鼠ヶ関マリーナ」に改める。

第12条の 2 第 2 号中「1 円24銭」を「1 円26銭」に改める。

第16条中「鼠ヶ関マリーナ」を「鼠ヶ関マリーナ」に改める。

第18条の表中「鼠ヶ関港」を「鼠ヶ関港」に改める。

別記様式第 1 号(9)中「鼠ヶ関マリーナ（栈橋・浮栈橋・物揚場）使用承認申請書」を「鼠ヶ関マリーナ（栈橋・浮栈橋・物揚場）使用承認申請書」に、「鼠ヶ関マリーナの」を「鼠ヶ関マリーナの」に改める。

別記様式第 1 号(10)中「鼠ヶ関マリーナ（船舶保管施設）使用承認申請書」を「鼠ヶ関マリーナ（船舶保管施設）使用承認申請書」に、「鼠ヶ関マリーナの」を「鼠ヶ関マリーナの」に改める。

別記様式第 1 号(11)中「鼠ヶ関マリーナ（会議室・研修ホール）使用承認申請書」を「鼠ヶ関マリーナ（会議室・研修ホール）使用承認申請書」に、「鼠ヶ関マリーナの」を「鼠ヶ関マリーナの」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第12条の 2 第 2 号の改正規定は、令和元年10月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

告 示

山形県告示第253号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第 7 項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年 8 月 30 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
庄内たがわ農業協同組合
代表理事組合長 黒井 徳夫
鶴岡市上藤島字備中下 3 - 1
- 2 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
叶野 浩 鶴岡市羽黒町玉川字玉川80 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	平成31年 3 月31日 （鶴巻一宏に係るものについては平成31年 4 月24日）
菖蒲 孝夫 東田川郡庄内町家根合字沼田29 玄米、大豆	同 左		
石川 輝紀 鶴岡市小中島字猫作68 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左		
日向 一也 鶴岡市三和字街道下63 - 6 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左		
大滝 尚 東田川郡三川町大字東沼字村岸 7 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左		

齋藤 正之 鶴岡市羽黒町後田字柳原48 玄米、大豆、そば	同 左
齋藤 和博 鶴岡市羽黒町野荒町字北田12-4 玄米、大豆、そば	同 左
成澤 順 鶴岡市渡前字白山前16 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
小林 卓史 鶴岡市稲生町4-46 玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 昌幸 鶴岡市一霞112-8 玄米、大豆、そば	/
石川 洋一 東田川郡庄内町千本杉字本村割4 玄米、小麦、大豆	
今井 俊 鶴岡市羽黒町川代字向山171 玄米、大豆、そば	同 左
野尻 秀一 鶴岡市越沢乙44 玄米、大豆、そば	同 左
井上 寿夫 鶴岡市東荒屋字志田64 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	/
清野 清晃 鶴岡市大綱字型63 玄米、大豆	
阿部 正 東田川郡庄内町狩川字西田113-11 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
皆川 裕一 東田川郡三川町大字土口字村西92 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
佐藤 誠 鶴岡市蛸井興屋字大槻東78 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
梅津 茂雄 東田川郡三川町大字横川字家岸124 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
佐藤 俊喜 鶴岡市羽黒町手向字百々目木73-21 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
山木 均 酒田市落野目字杉之崎6 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左

鈴木 繁則 鶴岡市羽黒町上野新田字中台24 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左	
本間 悟 東田川郡三川町大字東沼字村岸23 玄米、小麦、大豆	同 左	
加藤 修 鶴岡市宝徳字西鴨田 4 玄米、大豆、そば	同 左	
五瓶 正人 鶴岡市羽黒町町屋字村中65 玄米、大豆、そば	同 左	
菅原 剛 鶴岡市新屋敷字前田元84 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
五十嵐 順 鶴岡市大山二丁目59-23 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
弁納 陣 鶴岡市荒俣字小糠田24-3 玄米、小麦、大豆、そば		
大井 広明 東田川郡三川町大字加藤字赤田16 玄米、大豆、そば	同 左	
佐藤 正春 鶴岡市羽黒町手向字百々目木73-144 玄米、大豆、そば	同 左	
阿部 慶和 東田川郡三川町大字押切新田字瀧 4-14 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左	
庄司 学 東田川郡三川町大字横川字家岸113 玄米、大豆	同 左	
高橋 健児 東田川郡庄内町大野字太農28 玄米、大豆、そば	同 左	
山口 龍士 鶴岡市昭和町9-22 玄米、大豆、そば	同 左	
池田 直史 鶴岡市谷地興屋字村中13 玄米、大豆、そば	同 左	
小田 一貴 鶴岡市茅原町 1-34 玄米、大豆、そば	同 左	

阿部 仁 東田川郡三川町大字横山字西田23 玄米、大豆、そば	同 左	
森 悠一 鶴岡市梳代字西野157 玄米、大豆、そば	同 左	
遠藤 貞吉 鶴岡市黒川字上の山142 玄米、大麦、大豆、そば	同 左	
鶴巻 一宏 東田川郡庄内町狩川字楯下2-1 玄米、小麦、大豆、そば		
五十嵐 繁樹 鶴岡市鼠ヶ関丙100-4 玄米、大豆、そば		
板垣 涉 鶴岡市長沼上新田91 玄米、大豆、そば	同 左	
門脇 勝広 鶴岡市大塚町15-21-3 玄米、大豆、そば	同 左	
高橋 徹 東田川郡三川町大字土口字村西98 玄米、大豆、そば	同 左	
今野 今人 鶴岡市大綱字中田46 玄米、大豆、そば	同 左	
鈴木 重昭 鶴岡市羽黒町手向字手向161-1 玄米、大豆、そば	同 左	

山形県告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和元年8月30日から同年9月13日まで縦覧に供する。

令和元年8月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形山寺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市六日町1734番28から 同 薬師町二丁目433番2まで	旧	60.4メートル } 14.4	49メートル
同 上	新	52.1メートル } 19.7	同 上

山形県告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和元年8月30日から同年9月13日まで縦覧に供する。

令和元年8月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形山寺線
- 2 供用開始の区間 山形市六日町1734番19から
同 薬師町二丁目440番12まで
- 3 供用開始の期日 令和元年8月30日

山形県告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和元年8月30日から同年9月13日まで縦覧に供する。

令和元年8月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 大塚米沢線
- 2 供用開始の区間 東置賜郡川西町大字高山字高橋町626番1から
同 苳字下苳371番1まで
- 3 供用開始の期日 令和元年9月2日

山形県告示第257号

山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）第26条の4第2項の規定により、指定港湾施設の利用料金を次のとおり承認した。

令和元年8月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 鼠ヶ関マリーナの利用料金

港湾施設名	使用区分	利用料金	備考
栈橋 浮栈橋 物揚場	1 ヨット		県内に住所を有する者が使用する場合における利用料金の額は、当分の間、所定の利用料金の額の3分の2に相当する額とする。
	(1) ディンギー型ヨット	6時間までごとに 310円	
	(2) ディンギー型ヨット以外のヨット		
	イ 長さ5メートル未満のもの	6時間までごとに 650円	
	ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの	6時間までごとに 810円	
	ハ 長さ6メートル以上7メートル未満のもの	6時間までごとに 920円	
ニ 長さ7メートル以上8メートル未満のもの	6時間までごとに 1,050円		
ホ 長さ8メートル以上のもの	6時間までごとに1,050円に長さが7メートルを超える1メートルごとに310円を加えた額		

	<p>2 モーターボート</p> <p>(1) 和船型モーターボート</p> <p>イ 長さ5メートル未満のもの</p> <p>ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの</p> <p>ハ 長さ6メートル以上7メートル未満のもの</p> <p>ニ 長さ7メートル以上8メートル未満のもの</p> <p>ホ 長さ8メートル以上のもの</p> <p>(2) 和船型モーターボート以外のモーターボート</p> <p>イ 長さ5メートル未満のもの</p> <p>ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの</p> <p>ハ 長さ6メートル以上7メートル未満のもの</p> <p>ニ 長さ7メートル以上8メートル未満のもの</p> <p>ホ 長さ8メートル以上のもの</p>	<p>6時間までごとに 700円</p> <p>6時間までごとに 860円</p> <p>6時間までごとに 970円</p> <p>6時間までごとに 1,140円</p> <p>6時間までごとに1,140円に長さが7メートルを超える1メートルごとに380円を加えた額</p> <p>6時間までごとに 860円</p> <p>6時間までごとに 1,030円</p> <p>6時間までごとに 1,230円</p> <p>6時間までごとに 1,400円</p> <p>6時間までごとに1,400円に長さが7メートルを超える1メートルごとに440円を加えた額</p>	
<p>船舶保管施設</p>	<p>1 ヨット</p> <p>(1) ディンギー型ヨット</p> <p>イ 使用期間が1月未満の場合</p> <p>ロ 使用期間が1月以上の場合</p> <p>(2) ディンギー型ヨット以外のヨット</p> <p>イ 長さ5メートル未満のもの</p> <p>(イ) 使用期間が1月未満の場合</p> <p>(ロ) 使用期間が1月以上の場合</p> <p>ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの</p> <p>(イ) 使用期間が1月未満の場合</p> <p>(ロ) 使用期間が1月以上の場合</p>	<p>1日につき 1,300円</p> <p>1月につき 6,600円</p> <p>1日につき 2,460円</p> <p>1月につき 12,430円</p> <p>1日につき 2,970円</p> <p>1月につき 14,910円</p>	<p>(1) 県内に住所を有する者が使用する場合には、利用料金の額は、当分の間、所定の利用料金の額の3分の2に相当する額とする。</p> <p>(2) 使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。</p>

ハ	長さ6メートル以上7メートル未満のもの		
	(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき	3,470円
	(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき	17,400円
ニ	長さ7メートル以上8メートル未満のもの		
	(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき	3,960円
	(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき	19,890円
ホ	長さ8メートル以上のもの		
	(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき	3,960円に長さが7メートルを超える1メートルごとに1,230円を加えた額
	(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき	19,890円に長さが7メートルを超える1メートルごとに6,200円を加えた額
2	モーターボート		
(1)	和船型モーターボート		
イ	長さ5メートル未満のもの		
	(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき	2,460円
	(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき	12,930円
ロ	長さ5メートル以上6メートル未満のもの		
	(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき	3,210円
	(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき	15,540円
ハ	長さ6メートル以上7メートル未満のもの		
	(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき	3,710円
	(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき	18,160円
ニ	長さ7メートル以上8メートル未満のもの		
	(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき	4,210円
	(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき	20,760円

ホ 長さ8メートル以上のもの		
(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき	4,210円に長さが7メートルを超える1メートルごとに1,350円を加えた額
(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき	20,760円に長さが7メートルを超える1メートルごとに6,450円を加えた額
(2) 和船型モーターボート以外のモーターボート		
イ 長さ5メートル未満のもの		
(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき	3,120円
(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき	15,700円
ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの		
(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき	3,860円
(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき	18,860円
ハ 長さ6メートル以上7メートル未満のもの		
(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき	4,470円
(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき	22,020円
ニ 長さ7メートル以上8メートル未満のもの		
(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき	5,060円
(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき	25,140円
ホ 長さ8メートル以上のもの		
(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき	5,060円に長さが7メートルを超える1メートルごとに1,550円を加えた額
(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき	25,140円に長さが7メートルを超える1メートルごとに7,850円を加えた額
給水施設	1基30分までごとに	220円
給電施設	1基30分までごとに	330円
けん引運搬車	1回につき	120円

	駐車場	1 原動機付自転車及び自動二輪車 2 普通自動車及び小型特殊自動車 3 大型自動車及び大型特殊自動車	1 日につき 1 日につき 1 日につき	170円 340円 1,230円	
船揚場	ウインチ	ヨット及びモーターボート 1 長さ5メートル未満のもの 2 長さ5メートル以上のもの	1 回につき 1 回につき	610円 920円	
	上下架クレーン	ヨット及びモーターボート 1 長さ6メートル未満のもの 2 長さ6メートル以上のもの	1 回につき 1 回につき	1,110円 1,330円	
港湾管理事務所	会議室		1 時間までごとに	360円	
	研修ホール		1 時間までごとに	1,150円	照明設備を使用する場合は、1 時間までごとに1,220円を加算する。
	シャワー		1 回につき	220円	

(注) この表において「ディンギー型ヨット」とは、センターボードの上げ下ろしが手動でできる長さ6メートル以下のものを、「和船型モーターボート」とは、形状が和船に類するもので推進機関として船外機関を使用するものをいう。

2 適用期間

令和元年10月1日から令和5年3月31日まで

山形県告示第258号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

令和元年8月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有地第182号
- 2 指定の場所 東根市中央西8194番5の一部、8197番1の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル
延長 89.76メートル
- 4 指定年月日 令和元年8月23日

山形県告示第259号

次の開発行為は、完了した。

令和元年8月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和元年8月5日 指令村総建第204号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東根市神町南一丁目9331番19、9331番33、9331番8、9331番31、9331番2、9331番23、9331番69、9331番70、9331番67、9331番75
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
新庄市若葉町5番5号 株式会社柿崎工務所 代表取締役 柿崎 力治朗

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第3号

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年8月30日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

本則の表中備考以外の部分を次のように改める。

区分		金額		
皮膚レーザー照射料		1照射につき 740円		
歯科矯正料	相談料	1回につき 4,670円		
	検査料	基本検査料	61,180円	
		機能検査料	32,190円	
	診断料	28,010円		
	基本施術料	対象とする歯が3本以上の場合	140,070円	
		対象とする歯が2本以内の場合	46,690円	
	口腔衛生指導料	1回につき 5,070円		
	装置料	舌側弧線装置	1装置につき 47,260円	
		唇側弧線装置	1装置につき 42,590円	
		ダイレクトボンディング装置	金属ブラケット	1装置につき 73,080円
			プラスチックブラケット	1装置につき 74,720円
			セラミックブラケット	1装置につき 87,920円
			NiTi使用加算	1装置につき 1,090円
		機能的あご矯正装置	1装置につき 64,970円	
機能的あご矯正装置（拡大ネジ付き）		1装置につき 74,700円		
床矯正装置		1装置につき 44,630円		
拡大床矯正装置		1装置につき 51,240円		
急速拡大装置	1装置につき 43,950円			
ヘッドギア	1装置につき 24,870円			

		チンキャップ	1 装置につき	21,650円
		前方けん引装置	1 装置につき	42,460円
		リップバンパー	1 装置につき	34,340円
		スライディングプレート	1 装置につき	35,090円
		ダイナミックポジショナー	1 装置につき	58,720円
		可撤式保定装置	1 装置につき	44,710円
		固定式保定装置	1 装置につき	28,380円
		装置調節料	1 回につき	2,800円
		装置観察料	1 回につき	3,740円
		装置修理料	修理を行う装置に係る装置料の額の2分の1に相当する額	
		転医資料料		14,010円
分べん介助料等	分べん介助料	妊娠満12週から満15週まで		70,000円
		妊娠満16週以降	帝王切開べん手術を行った場合	単児の場合 80,000円 多児の場合 80,000円に2児以上1児を増すごとに40,000円を加算した額
			上記以外の場合	単児の場合 170,000円 多児の場合 170,000円に2児以上1児を増すごとに85,000円を加算した額
		産科医療補償加算 (妊娠満22週以降の分べんに限る。)		単児の場合 16,000円 多児の場合 16,000円に2児以上1児を増すごとに16,000円を加算した額
		妊婦指導料	1 回につき	1,450円
		新生児管理料	1 日につき	9,000円
	人工妊娠中絶料	妊娠満11週まで		93,500円
		妊娠満12週から満15週まで		132,000円
妊娠満16週以降		154,000円		
妊婦健康体操指導料			1 回につき 960円	
乳房管理指導料			1 回につき 2,200円	
産後2週間親子健診料			1 回につき 1,890円	
避妊処置料	子宮内避妊装置挿入料		60,500円	
	子宮内避妊装置抜去料		11,000円	
死体検案料			診療報酬の算定方法 (平成20年厚生労働省告示第59号) 別表第1第1章第1部第1節初診料の項に定める点数により算定した額に、検案の場所に応じ、同表第2章第2部第1節往診料の項に定める点数により算定した額を加算した額に1.1を乗じて得た額	
死体処置料			診療報酬の算定方法別表第1第2章第10部第1節第1款創傷処理の項及び小児創傷処理 (6歳未満) の項に定める点数により算定した額に1.1を乗じて得た額	
非紹介患者初診加算料	山形県立中央病院及び山形県立新庄病院における初診に係るもの		1 回につき 5,500円の範囲内で病院ごとに定める額	
再診加算料	山形県立中央病院及び山形県立新庄病院における再診に係るもの		1 回につき 2,750円の範囲内で病院ごとに定める額	

長期入院料				保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号。以下「保険外併用療養費に係る告示」という。）第8号に規定する通算対象入院料の基本点数により算定した額に0.15を乗じて得た額に1.1を乗じて得た額		
入院室使用料（山形県立病院の管理の都合により、院長が特に入室させる場合を除く。）	助産に係る診療等を受ける場合	2人室	1人で使用する場合	1日につき	2,600円	
			2人で使用する場合	1人1日につき	1,300円	
		1人室A		1日につき	4,100円	
		1人室B		1日につき	2,600円	
		1人室（精神病床）		1日につき	3,100円	
		特別室S		1日につき	20,000円	
		特別室A		1日につき	10,700円	
		特別室B		1日につき	7,500円	
		特別室C		1日につき	5,000円	
		特別室（精神病床）		1日につき	10,800円	
		LDR室		1日につき	14,000円	
		緩和ケア室A		1日につき	10,700円	
	緩和ケア室B		1日につき	5,100円		
	上記以外の場合	2人室	1人で使用する場合	1日につき	2,860円	
			2人で使用する場合	1人1日につき	1,430円	
		1人室A		1日につき	4,510円	
		1人室B		1日につき	2,860円	
		1人室（精神病床）		1日につき	3,410円	
		特別室S		1日につき	22,000円	
		特別室A		1日につき	11,770円	
		特別室B		1日につき	8,250円	
		特別室C		1日につき	5,500円	
特別室（精神病床）		1日につき	11,880円			
LDR室		1日につき	15,400円			
緩和ケア室A		1日につき	11,770円			
緩和ケア室B		1日につき	5,610円			
文書料		消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第6号に該当する場合	診断書料	普通診断書料	1通につき	2,000円
	詳細な診断書料			1通につき	4,000円	
	特殊な診断書料			1通につき	5,000円	
	検案書料		1通につき	3,000円		
	諸証明書料		普通証明書料	1通につき	1,200円	
			詳細な証明書料	1通につき	3,000円	
	上記以外の場合		診断書料	普通診断書料	1通につき	2,200円
				詳細な診断書料	1通につき	4,400円
		特殊な診断書料		1通につき	5,500円	
		検案書料		1通につき	3,300円	
		諸証明書料	普通証明書料	1通につき	1,320円	
			詳細な証明書料	1通につき	3,300円	

診療記録複写料（用紙を用いるものに限る。）		白黒	1 枚につき	10円
		カラー	1 枚につき	50円
画像診断用 電子画像複 写料	光ディスク（日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの		1 枚につき	80円
	光ディスク（日本産業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの		1 枚につき	160円
受託検査及びレントゲン撮影料			診療報酬の算定方法別表第 1 第 2 章第 3 部、第 4 部及び第 13 部に定める点数により算定した額に 1.1 を乗じて得た額	
薬剤料			標示価格に相当する額に 1.1 を乗じて得た額	
診療用材料料			診療用材料の購入価格に相当する額に 1.1 を乗じて得た額	
H L A 検査料			1 回につき	26,700円
H P V 検査 料	基本検査料		1 回につき	5,500円
	精密検査料		1 回につき	20,900円
新生児先天性代謝異常検査検体採取料			1 回につき	3,000円
胎児染色体検査料（羊水穿刺法）			1 回につき	72,600円
人工授精料	精子濃縮法の場合		1 回につき	19,800円
	上記以外の場合		1 回につき	6,050円
体外受精料	採卵料		1 回につき	77,000円
	受精培養料	顕微授精を伴う場合	1 回につき	110,000円
		上記以外の場合	1 回につき	55,000円
	胚移植料		1 回につき	22,000円
ケミカルピーリング			1 回につき	5,500円
周術期カルペリチド静脈内投与による再発抑制療法			1 回につき	2,010円
術前の S - 1 内服投与、シスプラチン静脈内投与及びトラスツズマブ静脈内投与の併用療法			1 回につき	27,980円
洗濯料	毛布及びこれに準ずるもの	助産に係る診療等を受ける場合	1 件につき	320円
		上記以外の場合	1 件につき	350円
	布団カバー、寝巻類、木綿肌着類、毛製シャツ、タオルケット類及びこれらに準ずるもの	助産に係る診療等を受ける場合	1 件につき	160円
		上記以外の場合	1 件につき	180円
	バスタオル、敷布及びこれらに準ずるもの		1 件につき	110円
	まくらカバー、襟カバー、足袋、靴下及びこれらに準ずるもの		1 件につき	90円
消毒料	掛布団、敷布団及びこれらに準ずるもの	助産に係る診療等を受ける場合	1 件につき	320円
		上記以外の場合	1 件につき	350円
	毛布、寝巻及びこれらに準ずるもの	助産に係る診療等を受ける場合	1 件につき	160円
		上記以外の場合	1 件につき	180円
	あわせ、ひとえ及びこれらに準ずるもの		1 件につき	90円

冷蔵庫使用料	病室（特別室を除く。）に設置された個人用冷蔵庫		1日につき	20円
新生児衣類等使用料	肌着		1人1日につき	800円
	おむつ		1人1日につき	1,500円
おむつ使用料	パンツ型又はテープ止め型		1枚につき	130円
	平型		1枚につき	30円
	尿取りパッド		1枚につき	20円
病衣使用料			1人1日につき	70円
透析患者食事提供料			1食につき	690円
歯冠修復及び欠損補綴料	インレー	3面又は4面窩洞	1歯につき	38,500円
		2面窩洞	1歯につき	27,500円
		1面窩洞	1歯につき	16,500円
	全部鑄造冠	大白歯	1歯につき	49,500円
		小白歯	1歯につき	44,000円
	メタルボンド		1歯につき	77,000円
	ポーセレンジャケット冠		1歯につき	55,000円
	硬質レジン冠		1歯につき	55,000円
	金属床		1床につき	132,000円
	即時義歯	総義歯	1床につき	66,000円
局部義歯		1床につき	44,000円	
インプラント治療料	手術材料費		使用した材料費用に1.1を乗じて得た額 （単冠最終補綴物については使用した材料費用に2を乗じて得た額に1.1を乗じて得た額）	
	インプラント材植立（一次手術）	1本目		126,500円
		複数本数埋入加算	1本につき	63,250円
	インプラント材植立（二次手術）	1本目		49,500円
		複数本数埋入加算	1本につき	24,750円
	骨造成術		1本につき	19,580円
	上顎洞底挙上術（口腔内片側）		1回につき	73,260円
	上顎洞底挙上術（口腔内両側）		1回につき	109,890円
骨採取料		1回につき	49,610円	
診療報酬の算定方法に規定する回数を超えて行う診療（選定療養に該当するものに限る。）			診療報酬の算定方法の告示の規定の例により算定した額に1.1を乗じて得た額	
セカンドオピニオン外来診療料			1回につき	22,000円
遺伝性乳がん・卵巣がん遺伝子検査料	HBOCスクリーニング		1回につき	209,330円
	BRCA MLPA		1回につき	33,330円
	クイックHBOC		1回につき	275,330円
	HBOCシングルサイト		1回につき	33,330円
遺伝性乳がん・卵巣がん遺伝子検査に係るカウンセリング料			1回につき	6,600円

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

令和元年 8 月 30 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
令和元年 8 月 9 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人はぐの家
 - (2) 代表者の氏名
伊藤 淳子
 - (3) 主たる事務所の所在地
飽海郡遊佐町菅里十里塚99番地の1
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、保育を必要とする乳幼児に対して保育施設の運営をはじめ、適切な保育に関する必要なサービスを総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、地域社会において心身ともに健やかに育成されることを目的とする。
更に保育に関する事業及び男女共同参画社会の実現活動に取り組むことにより、公益の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により山形市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において令和元年 9 月 30 日まで縦覧に供する。

令和元年 8 月 30 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
元気市場たかはし元木店
山形市元木一丁目68番1外
- 2 大規模小売店舗の新設に係る届出の公告を行った日
平成31年 2 月 19 日
- 3 意見の概要
 - (1) 夜間の騒音レベル最大値の予測について、C 1 地点において冷凍室外機の騒音予測が規制基準を超過しているため、遮音壁の設置を検討し、完工後、C 1 地点における実測値にて規制基準を満たすこと。
 - (2) 生鮮食品加工や惣菜調理に係る排気について、悪臭苦情の対象とならないよう配慮すること。

令和 2 年度山形県立東桜学館中学校の入学者を次のとおり募集する。

令和元年 8 月 30 日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 菅 間 裕 晃

学 校 名	入 学 定 員	特 記
山形県立東桜学館中学校	99	男女別の内訳は同数程度

(注) 入学者志願に係る詳細については別記「令和 2 年度山形県立東桜学館中学校の入学志願要項」に定めると

ころによる。

別記

令和2年度山形県立東桜学館中学校の入学志願要項

1 志願資格

(1) 次のいずれかに該当する者とする。

- ① 令和2年3月に小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部（以下「小学校等」という。）を卒業見込みの者で、保護者（親権を行う者又は後見人）とともに山形県内に住所を有する者
- ② 山形県教育委員会教育長が特別に志願を承認した者

(2) (1)の②については、次の条件のいずれかを満たす場合とする。

- ① 県外の小学校等を令和2年3月に卒業見込みの者で、保護者の転勤や新居建築等に伴う一家転住等により、入学までに山形県内に住所を有する者
- ② 県外の小学校等を令和2年3月に卒業見込みの者で、保護者の長期海外出張等、特別な事情により、入学までに山形県内の住所を有する親族と同居する者
- ③ 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設を令和2年3月に修了見込みの者で、入学までに山形県内に住所を有する者
- ④ 最終学校が外国の現地校であり、平成19年4月2日から平成20年4月1日の間に生まれ、入学までに山形県内に住所を有する者

2 通学区域 県下一円

3 出願に必要な書類及び提出期間

(1) 共通に必要な書類

- ①入学願書 ②調査書 ③志願理由書 ④入学確約書

(2) 個別に必要な書類

- ①県外等からの志願承認書

(3) 提出期間

出願に必要な書類は、令和元年11月25日（月）から同月29日（金）午後3時までに山形県立東桜学館中学校長まで提出する。

4 選抜及び選抜結果通知書の発送

選抜は、山形県立東桜学館中学校の教育理念を踏まえ、調査書、適性検査、作文及び面接等に基づき、志願者の能力や適性等を総合的に判定して行う。

- (1) 適性検査、作文、面接は、令和2年1月11日（土）に山形県立東桜学館中学校・高等学校で行う。
- (2) 選抜結果通知書は、令和2年1月16日（木）午後3時以降に発送する。

5 その他

細部については、令和2年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜実施要項によるものとする。

令和元年8月30日印刷 発行所 山形県庁
令和元年8月30日発行 発行人 山形県